平成 30 年 6 月 26 日

学校医各位

鎌倉市医師会会長　井口　和幸
学校保健担当理事　花岡　正人

平成 28・29 年度　日本医師会学校保健委員会答申の送付について

神奈川県医師会より通知がまいりましたのでお知らせいたします。
閲覧ご希望の先生は 7 月 31 日（火）までに鎌倉市医師会へご連絡ください。
こちらは鎌倉市医師会 HP にもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
会長　菊岡　正和
（公印省略）

平成 28・29 年度　日本医師会学校保健委員会答申の送付について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より本会の各種事業にご理解・ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、日本医師会長より答申書が届きましたので、別添のとおりご送付させていただきます。

本答申は「学校医活動のあり方　児童生徒等の健康支援の仕組みを含めて」という諮問に対し、平成 28 年 4 月に施行された改正学校保健安全法施行規則により四肢の状態の検診の導入および保健調査票による健康調査の充実等といった制度改正が学校医の先生方の学校保健活動にどのように影響しているのか把握が必要と考え、文部科学省と連携して学校医の現状に関する調査を実施したこと、および前期答申の提言を踏まえ、学校医の負担軽減策に関して、国の第三期教育振興基本計画に盛り込まれた学校保健分野の連携構築の仕組みづくりに関して、児童生徒等の健康支援の仕組みづくりを具体化することに関しての視点を置いた検討がなされたものとのことです。

つきましては、今後の学校保健分野の資料としてご活用していただければと思います。

お問い合わせ先
保険医療学術課　担当:深澤
横浜市中区富士見町3－1
TEL045(241)7000　FAX 045(241)1464
E-mail　y-fukazawa@kanagawa-med.or.jp

学校保健委員会答申

学校医活動のあり方
～児童生徒等の健康支援の仕組みを含めて～

平成 30 年 4 月

日本医師会学校保健委員会

平成30年4月

日本医師会
会長　横倉 義武 殿

学校保健委員会
委員長　藤本　保

学校保健委員会答申

平成28年11月に開催いたしました第1回委員会において、貴職より「学校医活動のあり方　～児童生徒等の健康支援の仕組みを含めて～」について諮問を受けました。

これを受けて、本委員会では平成28年度、平成29年度の2年間にわたり検討を行い、このたび審議結果をとりまとめましたので、ご報告いたします。

学校保健委員会答申
【目次】

Ⅰ．はじめに 1

Ⅱ．学校医活動の現状と課題 2

１．「学校医の現状に関するアンケート調査」の概要 2
２．健康診断の実施、保健管理業務の実施 4
(1) 内科・運動器 4
(2) 眼科 17
(3) 耳鼻咽喉科 26
(4) 事後措置として整形外科に依頼ができた事例－地域実態－ 36
３．学校保健委員会 39
４．連携 42
５．学校医が抱える問題 45
６．やりがい 55

Ⅲ．学校医活動の望まれる姿 59

Ⅳ．あるべき学校医活動を実践するための方策 62

１．協力医(専門医)との連携
－児童生徒等の健康支援の仕組み－ 62
(1) 依頼する立場より 62
(2) 整形外科 63
(3) 精神科 65
(4) 産婦人科 66
(5) 皮膚科 70
２．学校保健関係者との連携 72
３．学校保健関係機関との連携 73
４．学校医不足地域への派遣システム
－児童生徒等の健康支援の仕組み－ 75
５．教育プログラム 77
(1) 医学教育モデル・コア・カリキュラムにおける学校保健の充実 77
(2) 医学部教育および研修医教育の教育プログラム 78
(3) 学校医向けの教育プログラム 79
(4) 教材－「児童生徒等の健康診断マニュアル(平成27年度改訂)と
学校医のための研修について－ 80
６．学校医活動に関する理解を得るための方策 82
(1) 学校医の活動について 82
(2) 医師会の活動について 83
(3) 学校保健・学校医活動に関わる学会・研修会等の拡充 84

Ⅴ．おわりに 85

巻末資料 87

① 児童生徒等の健康支援の仕組み 88
② 関係法令の抜粋 89
③ 平成 28 年度学校医の現状に関するアンケート調査　調査票 .. 93

別掲資料

平成 28 年度学校医の現状に関するアンケート調査結果

《日本医師会ホームページメンバーズルーム「日本医師会 会内委員会」の「学校保健委員会」に掲載
URL：http://www.med.or.jp/japanese/members/iinkai/meibo/gakko.html》

本答申で使用する用語の定義

- 学校医…学校現場に対応する内科・小児科、眼科、耳鼻咽喉科を標榜する医師を主に指す。
- 専門医…特定の診療科や分野において高度な知識や技量、経験を持つ医師一般をいう。ここでは特に学校現場に対応する整形外科、精神科、産婦人科、皮膚科を標榜する医師を主に指す。なお、協力医も同意味として扱う。いわゆる専門医制度で使用する意味とは異なる。
- 健診と検診の違い…健診は、健康診断の略称であり、検診は検査と診断の略称。
- 学校保健関係者…学校現場においては、学校長・教頭（管理職）、保健主事、養護教諭、担任教諭を指す。